4　処分の原因となった事実　東京都内の建築物（３物件）について、株式会社楠山設計一級建築士事務所（東京都知事登録第4539号）の業務に関し、上記３物件のうち１物件（建築確認：平成22年７月）について、設計者として、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第36条の規定に基づく建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第112条第９項の規定に違反する設計（吹抜きとなっている部分については、当該部分とその他の部分とを耐火構造の床若しくは壁又は法第２条第９号の２ロに規定する防火設備で区画しなければならないにもかかわらず、これに適合しない設計）を行った。

また、上記３物件のうち別の１物件（建築確認：平成22年９月）について、令第119条の規定に違反する設計（居室の床面積の合計が200㎡を超える階における廊下について、両側に居室がある場合の廊下の幅は1.6m以上としなければならないにもかかわらず、これに適合しない設計）を行った。

さらに、法第35条の規定に基づく令第126条の５第１項１号イの規定に違反する設計（令第126条の４に規定する非常用の照明装置は、直接照明とし、床面において１ルクス以上の照度を確保することができる構造としなければならないにもかかわらず、これに適合しない設計）を行った。

また、上記３物件のうち別の１物件（建築確認：平成23年11月）について、令第119条の規定に違反する設計（居室の床面積の合計が200㎡を超える階における廊下について、両側に居室がある場合の廊下の幅は1.6m以上としなければならないにもかかわらず、これに適合しない設計）を行った。

さらに、法第35条の規定に基づく令第126条の２の規定に違反する設計（児童福祉施設等で延べ面積が500㎡を超えるため排煙設備を設けなければならないにもかかわらず、これに適合しない設計）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 12 月 27 日

関東地方整備局長　大西　亘

1　処分をした年月日　平成28年12月７日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　長谷川英彰　一級建築士　第273947号
3　処分の内容　戒告
4　処分の原因となった事実　東京都内の建築物（２物件）について、株式会社楠山設計一級建築士事務所（東京都知事登録第4539号）の業務に関し、上記２物件のうち１物件（建築確認：平成22年９月）について、設計者として、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第119条の規定に違反する設計（居室の床面積の合計が200㎡を超える階における廊下について、両側に居室がある場合の廊下の幅は1.6m以上としなければならないにもかかわらず、これに適合しない設計）を行った。

さらに、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第35条の規定に基づく令第126条の５第１項１号イの規定に違反する設計（令第126条の４に規定する非常用の照明装置は、直接照明とし、床面において１ルクス以上の照度を確保することができる構造としなければならないにもかかわらず、これに適合しない設計）を行った。

また、上記２物件のうち別の１物件（建築確認：平成23年11月）について、令第119条の規定に違反する設計（居室の床面積の合計が200㎡を超える階における廊下について、両側に居室がある場合の廊下の幅は1.6m以上としなければならないにもかかわらず、これに適合しない設計）を行った。

さらに、法第35条の規定に基づく令第126条の２の規定に違反する設計（児童福祉施設等で延べ面積が500㎡を超えるため排煙設備を設けなければならないにもかかわらず、これに適合しない設計）を行った。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２８年（家）第７２０８９号
埼玉県川口市大字辻606番地の２鳩ヶ谷スカイハイツ903号
申立人　鎌田　淳一
本籍東京都杉並区天沼２丁目40番地、最後の住所東京都杉並区下高井戸４丁目１番１―109号、死亡の場所東京都新宿区、死亡年月日平成28年２月５日、出生の場所東京府東京市豊島区、出生年月日昭和７年10月31日、職業無職
被相続人　亡　小池　秀子
事務所東京都千代田区神田多町２丁目11番４号セキビル５階柄澤法律事務所
相続財産管理人　弁護士　柄澤　昌樹
東京家庭裁判所

平成２８年（家）第７２１８６号
東京都品川区北品川２丁目４番21号
申立人　大橋　誠
東京都品川区北品川２―25―８―1303
申立人　大橋　登
本籍新潟県妙高市大字菅沼65番地、最後の住所東京都品川区北品川２丁目４番２号コーポ大橋301、死亡の場所東京都品川区、死亡年月日平成28年９月６日、出生の場所東京府東京市品川区、出生年月日昭和11年３月３日、職業無職
被相続人　亡　小嶋美奈子
事務所東京都千代田区丸の内３丁目４番２号新日石ビルヂング９Ｆ宏和法律事務所
相続財産管理人　弁護士　飯田　隆
東京家庭裁判所

平成２８年（家）第７２２１１号
東京都江戸川区南葛西２丁目１番１号
申立人　株式会社鈴木組
本籍東京都江戸川区南葛西２丁目１番、最後の住所東京都江戸川区南葛西４丁目６番３号マジョーネⅡ402、死亡の場所東京都江戸川区、死亡年月日平成27年12月13日頃、出生の場所北海道帯広市、出生年月日昭和44年１月５日、職業会社役員
被相続人　亡　鈴木　哲夫
事務所東京都港区虎ノ門５丁目13番１号虎ノ門40ＭＴビル２階虎ノ門総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉田　朋
東京家庭裁判所

平成２８年（家）第７９１号
東京都千代田区大手町２丁目１番１号
申立人　全国保証株式会社
本籍奈良県北葛城郡広陵町大字安部３番地11、最後の住所奈良県北葛城郡広陵町大字安部３番地11、死亡の場所奈良県北葛城郡広陵町、死亡年月日平成27年９月26日、出生の場所兵庫県加古川市、出生年月日昭和51年２月13日、職業会社役員
被相続人　亡　近藤　拓也
事務所大阪市北区西天満１丁目９番20号　第二大阪弁護士ビル３階303号　吉田之計法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉田　之計
奈良家庭裁判所葛城支部

平成２８年（家）第４７７号
和歌山県和歌山市栄谷959番地236
申立人　守屋　成朗
本籍和歌山県和歌山市南畑539番地、最後の住所和歌山県和歌山市南畑539番地、死亡の場所和歌山県和歌山市、死亡年月日平成28年２月６日、出生の場所和歌山県海草郡東山東村、出生年月日大正15年10月11日、職業不詳
被相続人　亡　伴　茂子
事務所和歌山県和歌山市六番丁43番地ハピネス六番丁ビル５階　パークアベニュー法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中川　利彦
和歌山家庭裁判所

平成２８年（家）第３０１３２号
東京都港区浜松町２丁目４番１号
申立人　オリックス債権回収株式会社
国籍韓国、最後の住所岡山市津高919番地７　605、登記記録上の住所大阪市都島区友渕町１丁目４番３―308号、死亡の場所不明、死亡年月日西暦2008年１月11日、出生の場所不明、出生年月日西暦1938年８月24日、職業無職
被相続人　亡　安田髙広こと　安　髙広
事務所岡山県倉敷市松島1129番地２　トピアM302弁護士法人岡山中庄架け橋法律事務所
相続財産管理人　弁護士　呉　裕麻
岡山家庭裁判所

平成２８年（家）第５８１号
岡山県倉敷市玉島1438番地
申立人　玉島信用金庫
本籍岡山県浅口市金光町佐方313番地、最後の住所岡山県浅口市金光町佐方313番地１、死亡の場所岡山県倉敷市、死亡年月日平成28年３月24日、出生の場所岡山県浅口郡金光町、出生年月日大正14年８月20日、職業無職
被相続人　亡　堀　省吾
岡山市北区富田町１―８―21
相続財産管理人　弁護士　佐藤　演甫
岡山家庭裁判所玉島出張所